

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格及び物価が高騰する中、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受け、独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場を支援するため、予算の範囲内において鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による営業許可を受けている公衆浴場（国、地方公共団体又はそれらが主に経費を負担している団体により設置されているものを除く。）のうち、鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 燃料 A重油又は灯油（公衆浴場営業に係る部分に限る。）をいう。
- (3) 年間使用量 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに購入した燃料の購入数量

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

- (1) 令和6年12月31日以前から市内において一般公衆浴場を営業している者（以下「事業者」という。）であって、令和7年3月31日まで市内で一般公衆浴場の営業を継続する意思があること。
- (2) 市税（市外に住民登録がある個人事業主にあつては、当該市区町村における市区町村税）の滞納がないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

- (5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（支援対象経費）

第4条 支援の対象となる経費は、年間使用量の購入費とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、年間使用量に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) A重油 1リットル当たり3.7円

(2) 灯油 1リットル当たり3.1円

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年3月10日までに、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 公衆浴場法第2条第1項の規定により鹿児島県知事が発行した営業許可証の写し

(2) 鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請に係る誓約書（別記第2号様式）

(3) 年間使用量の購入量が分かる書類の写し

(4) 市税の滞納がないことが分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（別記第4号

様式)により申請者に通知する。

(交付決定の取消し又は支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間で廃業又は休業したとき。

2 市長は、前項の規定により第7条第1項の決定を取り消したときは、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により交付決定者に対し通知するものとする。

3 第1項の規定による支援金の返還の通知は、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金返還請求書（別記第6号様式）によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以降も、なおその効力を有する。

別記
第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 申請内容

施 設 の 名 称					
施 設 の 所 在 地					
支 援 金 の 単 価 …①	令和6年1月から12月までの各月の購入量				交付申請額…③ ① × ②
重油 3.7円/ℓ ・ 灯油 3.1円/ℓ (注 該当する単価に○ を付けてください。)	1月	ℓ	7月	ℓ	円
	2月	ℓ	8月	ℓ	
	3月	ℓ	9月	ℓ	
	4月	ℓ	10月	ℓ	
	5月	ℓ	11月	ℓ	
	6月	ℓ	12月	ℓ	
	計 …②				

2 振込口座

金融機関名			支店等名	
種 別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義				

注 申請者名義の口座を御記入ください。

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

（署名又は記名押印）

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請に係る誓約書

当社（私）は、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金の交付申請に当たり、次に掲げる事項に該当すること、及びこれを遵守することを誓約します。

- 1 鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付要件を満たしています。
- 2 令和6年12月31日時点で鹿屋市内において事業を営んでおり、申請日以後も事業を継続する意思があります。
- 3 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 支援金は、口座振替により受領します。
- 5 支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報について鹿屋市が照会又は調査することに同意します。
- 6 次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入等契約を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益又は便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
- 7 鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱に違反し、若しくは偽りその他不正の手段により支援金を受けたことが判明した場合又は令和7年1月1日から令和7年3月31日までの期間で廃業若しくは休業した場合は、既に交付した支援金の全部又は一部の返還に異議なく応じます。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金については、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1 不交付とした理由	
2 備考	

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金について、下記のとおり鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第7条第1項の決定を取り消したので、同要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 取消年月日

2 取消しの理由

3 取り消した交付決定及び交付確定額

交付決定及び交付確定額 円

既交付額 円

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金について、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第8条第3項の規定により下記のとおり支援金の返還を請求します。

記

1 返還金額	円
2 返還期限	年 月 日
3 返還方法	
4 返還理由	
5 交付決定及び交付 確定の内容	(1) 交付決定及び交付確定額 円 (2) 既交付額 円